

富山県物品調達電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電子入札システム（競争入札手続を行うための富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により富山県が発注する物品の調達手続を行う場合において、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(電子入札システムの利用)

第2条 電子入札システムによる調達案件については、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）を行うものとする。ただし、電子入札を行う環境が整わない者については、当分の間、書面による入札を行うことができる。

(入札の公告等)

第3条 電子入札システムによる調達案件の入札の公告は、電子入札システムにより行うことができる。

2 電子入札を行う者（以下「電子入札者」という。）への指名の通知は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、電子入札システムによる指名の通知が困難な場合には、書面により指名の通知を行うことができる。

(入札)

第4条 電子入札者は、契約担当者が指定する日時までに電子入札システムにより入札書を提出するものとする。ただし、天災その他やむを得ないと認められる場合で、契約担当者の承諾を得たときは、書面により入札書を提出することができる。

(入札の辞退)

第5条 電子入札者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札辞退書を提出するものとする。ただし、天災その他やむを得ないと認められる場合で、契約担当者の承諾を得たときは、書面により提出することができる。

(開札)

第6条 契約担当者は、開札をするときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(くじによる落札者の決定)

第7条 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにより、くじを行って落札者を決定するものとする。

(随意契約)

第8条 第2条から第5条まで及び第7条の規定は、随意契約の場合について準用する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成17年11月22日から施行する。